○伊達市空き家改修等支援事業補助金交付要綱

令和６年３月29日告示第99号

伊達市空き家改修等支援事業補助金交付要綱

伊達市空き家改修等支援事業補助金交付要綱（平成30年伊達市告示第99号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、伊達市空き家バンクの利用促進を図るとともに、空き家の有効活用による本市への定住促進を図ることを目的とし、空き家バンク物件の改修等に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）定住　本事業により改修する住宅において、定住開始日から起算して、３年以上に渡って　　本市に生活の本拠地を置くことをいう。

（２）空き家バンク物件　伊達市空き家バンク実施要綱（平成27年伊達市告示第123号。以下「実　　施要綱」という。）第４条の規定により登録された空き家をいう。

（３）空き家バンク物件利用者　実施要綱第８条第２項の規定により利用者台帳に登録された者をいう。

（４）県外移住者　県外から市内へ住民票を異動し、生活する者をいう。

（５）子育て世帯　補助金の交付申請時において、18歳以下（18歳に達した日以後の最初の４月１日を経過した者を除く。）の就労していない者（出生予定であることが母子手帳等で確認できる子を含む。）がいる世帯をいう。

（６）新婚世帯　補助金の交付申請時において、婚姻の届出又は伊達市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和５年伊達市告示第152号。以下「パートナーシップ・ファミリーシップ要綱」という。）第４条第１項に基づく宣誓書の提出が受理された日から起算して５年以内で、双方のいずれかが39歳以下の世帯をいう。

（７）過疎地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第３条の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に定住する意思がある空き家バンク物件利用者で、空き家バンク物件を自ら居住するために購入する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

（１）３親等内の親族間での空き家バンク物件の売買に係る場合

（２）市区町村税等を滞納している者

（３）伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第３号）第２条第２号に規定する者又は当該者と密接な関係を有する者

（４）この要綱に基づく補助金を交付されたことがある者

（５）同一内容の補助金等を国、県又は市町村から交付されたことがある者

（補助の要件）

第４条　本事業における補助金交付の要件は、別表第１に定めるものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第１に定める経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）と、別表第１に定める補助基本額とを比較していずれか低い額とする。

２　地域活性化加算の額は、別表第１に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象者は、規則第５条の規定に基づき、空き家バンク物件を購入した日から１年以内に補助金の交付申請をしなければならない。

２　規則第５条第１項第３号に規定する書類は、別表第２に定めるものとする。

（実績報告）

第８条　補助対象者は、規則第15条の規定に基づき、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の３月15日までに実績を報告しなければならない。

２　規則第15条第１項第２号に規定する書類は、別表第２に定めるものとする。

（補助金の請求）

第９条　補助対象者は、規則第18条第１項の規定に基づき、交付すべき補助金の額が確定した後に補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条　市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

（２）規則、この要綱その他関係法令等に違反する行為があった場合

（３）定住を開始した日から起算して３年以内に対象物件を取り壊したとき、又は売却したとき。

（４）定住を開始した日から起算して３年以内に対象物件に定住しなくなったとき。ただし、療養、就職若しくは進学により転出するとき、又は死亡したときは、この限りでない。

（５）市税等の滞納が発生したとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（帳簿等の保存）

第11条　補助対象者は、補助金に係る帳簿、領収書等を備え、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（市内事業者の活用）

第12条　補助対象者は、本事業による空き家の改修を、市内に本店、営業所等を有する事業者に発注するよう努めなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和５年４月１日以降に空き家バンク物件を購入した者について適用する。

別表第１（第４条、第５条、第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 空き家の改修に係る要件 |
| 補助要件 | １　補助対象者が自ら居住するために購入するものであること。２　補助金の交付決定日以後に改修に着手し、当該交付年度内に完了すること。３　改修を行った後の住宅又は住宅の用に供する部分は、居室及び台所、浴室、トイレその他必要な水回りを備えていること。４　建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する建築物であること（改修後に適合することとなる建築物を含む。）。 |
| 補助対象経費 | 補助対象者が自ら居住するために必要となる空き家バンク物件の改修に要する経費とする。 |
|  | 対象外経費 | １　調査、設計及び工事監理に要する経費２　空き家の増築工事に要する経費３　改修工事に直接関係のない門、塀、造園等の外構工事に要する経費４　車庫、物置、倉庫等の設置及び改修等に要する経費５　併用住宅の場合、住宅部分以外の改修に要する経費６　合併浄化槽の設置等に要する経費７　太陽光発電システム設置に要する経費８　その他市長が補助金の交付が適当でないと認める改修等に要する経費 |
| 補助額 |  |
|  | 補助基本額 | 補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額と、下記に定める補助基本額とを比較していずれか低い額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　県外移住者イ　子育て世帯ウ　新婚世帯 | 来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付なし | 上限100万円 |
| 来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付あり | 上限50万円 |
| エ　上記以外の空き家バンク物件購入者 |

 |
| 地域活性化加算額（空き家の利活用を促進する地域） | 取得した空き家バンク物件の所在地が過疎地域内である場合かつ下記に該当する場合に、規定の額を加算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　県外移住者イ　子育て世帯ウ　新婚世帯 | 来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付なし | 20万円 |
| 来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付あり | 10万円 |
| エ　上記以外の空き家バンク物件購入者 |

 |

別表第２（第７条、第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 添付書類 |
| 交付申請（共通） | １　現住所の住民票の写し（世帯全員分）２　改修に要する費用の詳細な見積書の写し３　改修箇所を明記した平面図４　現況等が確認できる写真５　売買契約書６　誓約書兼同意書（別記様式）７　他の制度を併用して申請する場合は、当該制度の申請書の写し８　市区町村発行の直近１年間の納税証明書９　その他市長が必要と認める書類 |
|  | 子育て世帯 | 次に該当する場合は、当該各項に定める書類を添付すること。１　18歳以下の者（18歳に達した日以後の最初の４月１日を経過した者を除く。以下同じ。）が申請日以後に出生予定の子のみである場合　母子健康手帳の写し２　18歳以下の者がファミリーシップ関係にある子のみである場合　パートナーシップ・ファミリーシップ要綱第６条で規定するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードの写し |
| 新婚世帯 | 次のいずれかの書類を添付すること。１　婚姻後の戸籍謄本の写し２　パートナーシップ・ファミリーシップ要綱第６条で規定するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードの写し |
| 実績報告 | １　改修に係る契約書及び領収書（明細書を含む。）の写し２　改修を行った箇所を明記した平面図３　改修内容が確認できる写真４　住民票の写し（世帯全員が当該住宅に異動したことが確認できるもの）５　その他市長が必要と認める書類 |